

三井住友信託銀行が実施する住友林業株式会社に 対するポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

JCR は、三井住友信託銀行が実施する住友林業株式会社に對するポジティブ・インパクト・ファイナンスに對し、第三者意見書を提出しました。

<要約>

本第三者意見書は、三井住友信託銀行株式会社が住友林業株式会社に実施するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）に對して、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則及び資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク（モデル・フレームワーク）への適合性を検討したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)住友林業に對する三井住友信託銀行の PIF 評価の合理性及び設定したインパクト指標の影響度、(2)三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び住友林業に実施する PIF の PIF 原則に對する準拠性についてレビューを行った。

(1) 住友林業に對する三井住友信託銀行の PIF 評価の合理性及び設定したインパクト指標の影響度

住友林業は、「住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという『住友の事業精神』に基づき、人と地球環境にやさしい『木』を活かし、人々の生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。」という「経営理念」を最上位概念として、サステナビリティを具現化する行動と考え方を示す「行動指針」及び「倫理規範」を策定し、それらに基づき「環境方針」等のサステナビリティ関連方針や各種ガイドラインを制定している。

住友林業は、2019 年度からの 3 年間を対象とする「住友林業グループ中期経営計画 2021」を策定し、4 つの基本方針の 1 つとして「事業と ESG への取り組みの一体化推進」を掲げ、「中期経営計画サステナビリティ編」を策定している。その中では、ステークホルダーの関心が高く経営戦略上も重要な 5 つの「サステナビリティに関する重要課題」をバリューチェーン全体で特定し、それらに基づく 15 項目の定性目標と対応する 2021 年度定量目標を設定している。これらの目標は、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込んでおり、各目標の進捗や達成状況については、執行役員兼取締役及び各本部長から構成され、執行役員社長が委員長を務める ESG 推進委員会を年 4 回開催して確認し、その議事内容を全て取締役会へ報告する事で、PDCA サイクルを回している。サステナビリティに関する情報は、統合報告書で簡潔に開示しているほか、サステナビリティレポート等で詳細に開示している。

JCR は、モデル・フレームワークに定められた確認項目に沿って、住友林業に對する三井住友信託銀行による包括的分析及びインパクト特定の適切性を確認し、妥当な分析結果であると評価している。本ファイナンスにおいて、三井住友信託銀行は「持続可能性と生物多様性に配慮した調達」、「事業活動における環境負荷の低減」、「多様な人材が活躍できる職場」、「持続可能で豊かな社会を実現する製品・サービス」の 4 項目について指標を設定しモニタリングする。それらは上記分析結果に基づいており、また当該モニタリング内容・方法は適切であると JCR は評価している。なお、JCR は当該指標の影響度について、PIF 第 4 原則に沿って確認した。以上より、三井住友信託銀行はモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定、評価、モニタリング）を十分に活用していると評価している。住友林業のサステナビリティ経営は、PIF 原則及びモデル・フレームワークの趣旨である、SDGs 関連領域である環境、社会、経済の三側面における包括的インパクト分析の考え方と整合的である。

(2) 三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び住友林業に実施する PIF の PIF 原則に対する準拠性
三井住友信託銀行の PIF 商品組成のプロセス、手法、社内規定・体制の整備状況、また住友林業に対する PIF 商品組成の適切性について、PIF 原則との整合性を確認した結果、全項目においてその要件を満たしていることを確認した。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：三井住友信託銀行株式会社が実施する住友林業株式会社に対する
ポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）評価書

2020 年 3 月 26 日
株式会社 日本格付研究所

目次

<要約>	- 3 -
I. 第三者意見の位置づけと目的	- 5 -
II. 第三者意見の概要	- 5 -
III. 住友林業に対する PIF 評価等について	- 6 -
1. サステナビリティの取り組みと推進のためのガバナンス体制の構築	- 6 -
1-1. 住友林業の事業概要	- 6 -
1-2. 住友林業のサステナビリティに関するガバナンス	- 6 -
1-3. サステナビリティに関する重点領域	- 8 -
2. 包括的分析及びインパクト特定に係る評価	- 15 -
2-1. 包括的分析及びインパクト特定の概要	- 15 -
2-2. JCR による評価	- 20 -
3. 主要なインパクト測定指標（KPI）に係る評価	- 22 -
3-1. 個別インパクト指標の設定	- 22 -
3-2. JCR による評価	- 31 -
4. インパクト指標のモニタリング内容と方法に係る評価	- 35 -
5. モデル・フレームワークの活用状況に係る評価	- 35 -
IV. 三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク等について	- 36 -
1. 原則 1 定義	- 36 -
2. 原則 2 フレームワーク	- 37 -
3. 原則 3 透明性	- 38 -
4. 原則 4 評価	- 39 -
V. 結論	- 39 -

<要約>

本第三者意見書は、三井住友信託銀行株式会社が住友林業株式会社に実施するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）に対して、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則及び資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク（モデル・フレームワーク）への適合性を検討したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)住友林業に対する三井住友信託銀行の PIF 評価の合理性及び設定したインパクト指標の影響度、(2)三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び住友林業に実施する PIF の PIF 原則に対する準拠性についてレビューを行った。

(1) 住友林業に対する三井住友信託銀行の PIF 評価の合理性及び設定したインパクト指標の影響度

住友林業は、「住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという『住友の事業精神』に基づき、人と地球環境にやさしい『木』を活かし、人々の生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。」という「経営理念」を最上位概念として、サステナビリティを具現化する行動と考え方を示す「行動指針」及び「倫理規範」を策定し、それらに基づき「環境方針」等のサステナビリティ関連方針や各種ガイドラインを制定している。

住友林業は、2019 年度からの 3 年間を対象とする「住友林業グループ中期経営計画 2021」を策定し、4 つの基本方針の 1 つとして「事業と ESG への取り組みの一体化推進」を掲げ、「中期経営計画サステナビリティ編」を策定している。その中では、ステークホルダーの関心が高く経営戦略上も重要な 5 つの「サステナビリティに関する重要課題」をバリューチェーン全体で特定し、それらに基づく 15 項目の定性目標と対応する 2021 年度定量目標を設定している。これらの目標は、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込んでおり、各目標の進捗や達成状況については、執行役員兼務取締役及び各本部長から構成され、執行役員社長が委員長を務める ESG 推進委員会を年 4 回開催して確認し、その議事内容を全て取締役会へ報告する事で、PDCA サイクルを回している。サステナビリティに関する情報は、統合報告書で簡潔に開示しているほか、サステナビリティレポート等で詳細に開示している。

JCR は、モデル・フレームワークに定められた確認項目に沿って、住友林業に対する三井住友信託銀行による包括的分析及びインパクト特定の適切性を確認し、妥当な分析結果であると評価している。本ファイナンスにおいて、三井住友信託銀行は「持続可能性と生物多様性に配慮した調達」、「事業活動における環境負荷の低減」、「多様な人材が活躍できる職場」、「持続可能で豊かな社会を実現する製品・サービス」の 4 項目について指標を設定しモニタリングする。それらは上記分析結果に基づいており、また当該モニタリング内容・方法は適切であると JCR は評価している。なお、JCR は当該指標の影響度について、

PIF 第 4 原則に沿って確認した。以上より、三井住友信託銀行はモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定、評価、モニタリング）を十分に活用していると評価している。住友林業のサステナビリティ経営は、PIF 原則及びモデル・フレームワークの趣旨である、SDGs 関連領域である環境、社会、経済の三側面における包括的インパクト分析の考え方と整合的である。

(2) 三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び住友林業に実施する PIF の PIF 原則に対する準拠性

三井住友信託銀行の PIF 商品組成のプロセス、手法、社内規定・体制の整備状況、また住友林業に対する PIF 商品組成の適切性について、PIF 原則との整合性を確認した結果、全項目においてその要件を満たしていることを確認した。

I. 第三者意見の位置づけと目的

JCR は、三井住友信託銀行が住友林業に実施する PIF に対して、UNEP FI の策定した PIF 原則及びモデル・フレームワークに即して第三者評価を行った。PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関として審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境、社会、経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細や評価・モニタリングプロセス並びにポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、ポジティブ・インパクト商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

本第三者意見書は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、住友林業に対する三井住友信託銀行の PIF 評価の合理性及び設定したインパクト指標の影響度、並びに三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び住友林業に実施する PIF の PIF 原則に対する準拠性について、レビューを行うことを目的とする。

II. 第三者意見の概要

今次評価の対象は、三井住友信託銀行が、住友林業との間で 2020 年 3 月 26 日付にて契約を締結する、資金用途を限定しない PIF である。

JCR の第三者意見は、以下の項目で構成されている。

＜住友林業に対する PIF 評価等について＞

1. サステナビリティの取り組みと推進のためのガバナンス体制の構築
2. 包括的分析及びインパクト特定
3. 主要なインパクト測定指標（KPI）
4. インパクト指標のモニタリング内容と方法
5. モデル・フレームワークの活用状況

＜三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク等について＞

1. 同行の組成する商品（PIF）が、UNEP FI の PIF 原則及び関連するガイドラインに準拠しているか（プロセス及び商品組成手法は適切か、またそれらは社内文書で定められているかを含む）
2. 社内で定めた規定に従い、住友林業に対する PIF を適切に組成できているか

III. 住友林業に対する PIF 評価等について

本項では、住友林業に対する PIF の組成に際し、三井住友信託銀行により UNEP FI のモデル・フレームワークに適合した包括的インパクト分析（インパクトの特定、評価、モニタリング）が実施されているか、また、モニタリング指標として抽出されたインパクトの影響度（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）を確認する。

1. サステナビリティの取り組みと推進のためのガバナンス体制の構築

1-1. 住友林業の事業概要

住友林業は、木材建材事業、住宅・建築事業、海外住宅・不動産事業を主軸とするグローバル企業である。近年は、木材建材事業でバイオマス燃料用材の取り扱いを増やしたり、国内社有林事業、海外植林事業や再生可能エネルギー発電事業を担う資源環境事業を独立したセグメントとしたり、介護付き有料老人ホームの運営事業等を強化するなど、環境、社会にプラスのインパクトを及ぼす木造住宅の建築の他にも、インパクトのある事業に注力している。また、事業毎にグローバルなサプライチェーンを構成している。流通事業や製造事業は、日本以外にニュージーランド、東南アジアに展開しており、住宅・建築事業は、住宅建築において木造建築が主流となっている日本の他、北米、オセアニア、東南アジアに広く展開している。

1-2. 住友林業のサステナビリティに関するガバナンス

(1) サステナビリティに関する体制

① サステナビリティに関する方針

住友林業は、「経営理念」を最上位概念として「行動指針」及び「倫理規範」を制定しており、そのもとで「環境方針」や「調達方針」、「人権方針」などのサステナビリティに関する各種方針や考え方を示している。

経営理念

住友林業グループは、公正、信用を重視し社会を利するという「住友の事業精神」に基づき、人と地球環境にやさしい「木」を活かし、人々の生活に関するあらゆるサービスを通じて、持続可能で豊かな社会の実現に貢献します。

行動指針

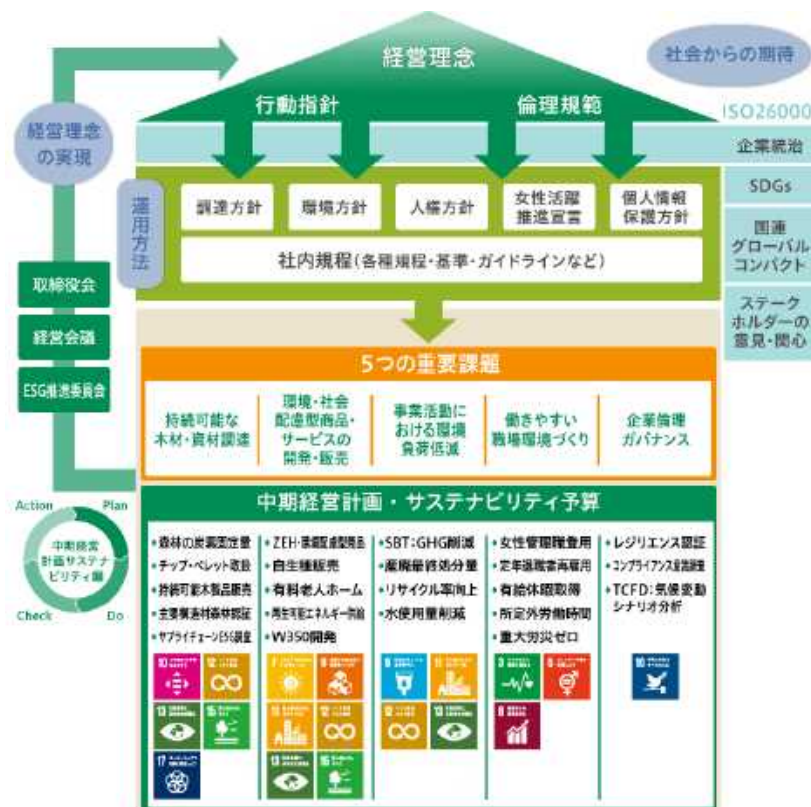
- お客様の感動を生む、高品質の商品・サービスを提供します。
- 新たな視点で、次代の幸福に繋がる仕事を創造します。
- 多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくります。
- 日々研鑽を積み、自ら高い目標に挑戦します。
- 正々堂々と行動し、社会に信頼される仕事をします。

これらの方針の下で、サプライチェーン全体でのサステナビリティ活動を実践し、社会、環境に対する効果をあげようとしている。同社においてサプライチェーン（バリューチェーン）は、森林経営、流通、製造、住宅・建築、その他事業を要素とし構成すると整理しており、それぞれの事業毎に関連するサステナビリティに関する重要課題と紐付けをし、サステナビリティ課題に対する取り組みを推進している。さらに、各事業においても、その工程を要素とするバリューチェーンを設定しており、経営の判断から現場での実践まで社会課題の認識と取り組みの実践を浸透させている。

図1 住友林業のバリューチェーン¹



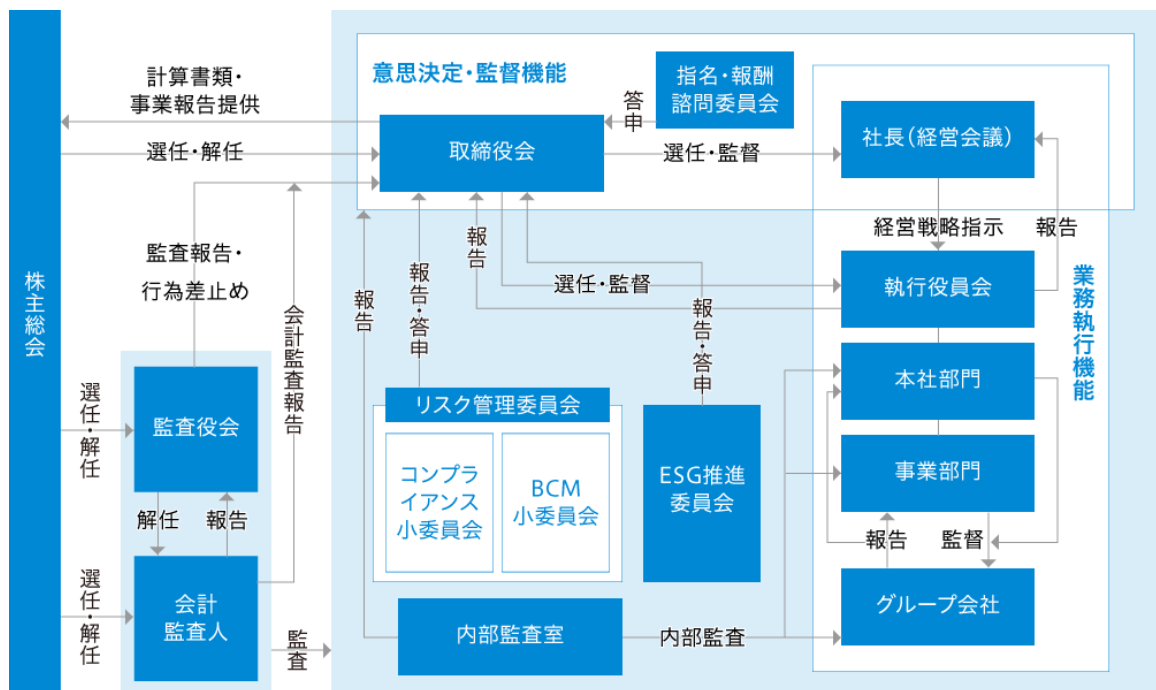
図2 住友林業のサステナビリティの考え方²



② サステナビリティに関する体制と運営

住友林業は、業務執行側に執行役員社長を委員長とする ESG 推進委員会を設置している。ESG 推進委員会は、事業を社会的側面から考察し、取組みの強化を図ることを目的としており、執行役員兼務取締役及び各本部長から構成されている。ESG 推進委員会は、関係する各委員会や部門の PDCA 状況を確認し、見直しを行う機関であり、その進捗状況や課題・戦略について取締役会に提言・具申している。ESG 推進委員会は年に 4 回開催され、審議内容は取締役会に報告されている。監督側の取締役会は ESG 推進委員会で議論された内容について報告を受け、中長期的な ESG 課題に対する取組み進捗についての監督を行っている。

図 3 住友林業のコーポレートガバナンス体制³



(2) 情報開示

住友林業は、サステナビリティに関する情報をサステナビリティレポート等の冊子、WEB媒体等で開示している。サステナビリティ経営の全体像を簡潔に説明するために統合報告書を発行している他、サステナビリティに関する具体的で詳細な活動、目標や進捗状況等のデータをウェブサイトにおいて開示している。

1-3. サステナビリティに関する重点領域

住友林業のサステナビリティの取り組みに関する目標、運用状況、実績の詳細はウェブサイトにおいて確認することができる⁴。

(1) サステナビリティに関する重要課題

住友林業では、「経営」と「ステークホルダー」の視点から、特に重要な5項目を、住友林業グループのサステナビリティに関する重要課題として特定している。特定の過程においては、ISO26000⁵や社会的責任投資の企業評価項目等をもとに、社会的要請が高いと思われる27項目を予め抽出して作成したアンケート調査を、約2,700名の社内外のステークホルダー、社外の有識者などを対象に実施し、その結果に経営層からの視点を織り込み、経営の関心とステークホルダーの関心の2軸で重要度をマッピングした。中でも重要性が高い12項目を整理、グルーピングし、5項目のサステナビリティに関する重要課題を特定している。2018年には中期経営計画サステナビリティ編の策定に伴い、一部見直しを実施した。

住友林業グループで特定したサステナビリティに関する重要課題は、

- ①持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続
- ②安心・安全で環境と社会に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進
- ③事業活動における環境負荷低減の推進
- ④多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進
- ⑤企業倫理・ガバナンス体制の強化

の5項目である。各重要課題に関する会社の基本的な考え方は下記のとおり示されている。

サステナビリティに関する重要課題⁶

重要課題 1

持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続

基本的な考え方

国内外における持続可能な森林経営や木材調達を、サステナビリティ経営における重要なテーマとして位置付けています。

近年、気候変動や生物多様性の損失の要因である、森林減少への懸念が高まっており、持続可能な調達のためには人権など社

会面も包括した取り組みが求められています。当社グループでは、持続可能な木材調達の評価基準をより厳格化するなど、さらなる改善を進め、社会課題の解決に貢献していきます。

重要課題 2

安心・安全で環境と社会に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進

基本的な考え方

住宅をはじめとして人々の生活に関するあらゆる製品・サービスにおいて、お客様の安心・安全を確保するとともに持続可能な社会づくりを意識した開発・販売に努めています。

その中でも、住宅居住時に排出される温

室効果ガスの削減は環境負荷低減に大きく貢献します。当社は、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)仕様の住宅を推奨することで各家庭のエネルギー消費量を減らし、お客様のニーズに合わせながら持続可能な豊かな社会を実現していきます。

重要課題3

事業活動における環境負荷低減の推進

基本的な考え方

環境への影響を考慮し、徹底した省エネ活動、再生可能エネルギー活用などの推進など、温室効果ガス排出削減、気候変動緩和対策に向けた活動を進めています。中長期的な将来を見据え、2030年に向けた温室効果ガス排出量

削減目標を定め、2018年7月にSBT (Science Based Targets) *として認定されました。
また、環境負荷の低減と資源の有効利用を図るため、産業廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクルを推進しています。

重要課題4

多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進

基本的な考え方

行動指針の一つとして「多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくる」ことを掲げるとともに、住友林業グループ倫理規範においては「育児や介護などの個人的な事情と業務のバランスの確保」「安全で健康的な職

場環境の維持」「災害・事故等に備えた教育・訓練の定期的な実施」などを定めています。性別、年齢、国籍、人種、宗教、障がいの有無などにかかわらず、多様な人財が活躍できる活気ある職場づくりを目指しています。

重要課題5

企業倫理・ガバナンス体制の強化

基本的な考え方

事業のグローバル化、多角化および規模の拡大を背景として、当社グループは理念体系の見直しを図っており、経営理念・行動指針・倫理規範に基づくサステナビリティ経営は、国際規範や国際イニシアティブなどの社会的要請にも準拠しています。また、リ

スク管理委員会における重点管理リスクの継続的な管理により、グループ会社を含めた事業リスクマネジメント体制の強化を図るとともに、災害に対するBCM (Business Continuity Management : 事業継続マネジメント) 体制の強化も進めています。

(2) サステナビリティに関する重要課題と目標

中期経営計画サステナビリティ編において、5つの重要課題に対して、15項目の定性目標を設定するとともに、2021年度を目標年度とする評価指標（数値目標）が設定されている。それらの目標はサステナビリティレポートで詳細に開示されている。

また、環境に配慮した製品・サービスの開発・販売及び事業活動における環境負荷削減に関連して2030年へ向けた温室効果ガス（GHG）排出量削減の長期目標を定め、SBT (Science Based Targets) ⁷の認定を取得している。持続可能で革新的な技術開発の推進に関連して、街を森にかえる環境木化都市を目指す「W350計画」を策定し、住友林業創業350周年にあたる2041年に高さ350mの木造超高層建築物の建設技術の確立を目指している。

これらの長期目標は、住友林業の技術及び製品・サービス・活動により、パリ協定及びSGDsの目標達成に大きく貢献するものと期待されている。

(3) サステナビリティに関する重要課題における取り組みと実績

住友林業グループの非財務情報に関しては、主にサステナビリティレポート及び統合報告書において開示されている。重要課題の目標項目として掲げられている環境関連、社会関連、ガバナンス関連の事項の取組内容と実績については、サステナビリティレポートの「環境報告」、「社会性報告」、「ガバナンス」にて詳細に開示されており、データに関しては発行年度の直近 5 年間にわたって経年的に参照することができる。また、環境データは国内外のサイト毎に開示されている。サステナビリティレポートは GRI ガイドライン⁸及び環境報告ガイドラインを参照して作成されており、開示項目は網羅的である。主な項目の実績については下記のとおり。

① GHG 排出量

環境課題として最も重要性の高い項目の一つである GHG に関してはエネルギー効率改善、排出量削減の取り組みが着実に実施されており、非オフィス部門での排出量が上方修正した目標に向けて削減されている⁹。

住友林業グループの GHG 排出量年間 1,000 万 t-CO₂e 強のうち、GHG プロトコル¹⁰におけるスコープ 3¹¹が 96.3%とそのほとんどを占めている。スコープ 3 排出量のうち、販売した戸建住宅の居住時の排出量が 64.6%を占めることから（2018 年度データ）、温暖化対策にあたっては、カテゴリー11¹²の排出量削減における寄与度が高いインパクトを与えることがわかる。スコープ 3 の算定範囲に関しては、2015 年度より GHG プロトコルの全カテゴリーに対象を拡大し、2017 年度からはグループ全体に集計範囲を拡大している。

図 4 2018 年度企業活動に伴う GHG 総排出量¹³

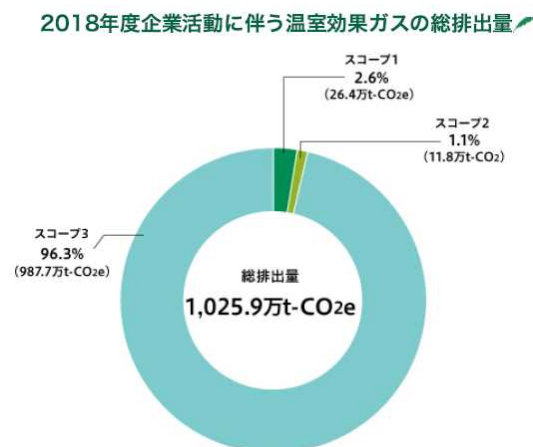


図 5 スコープ 1・2・3 の排出量推移¹⁴

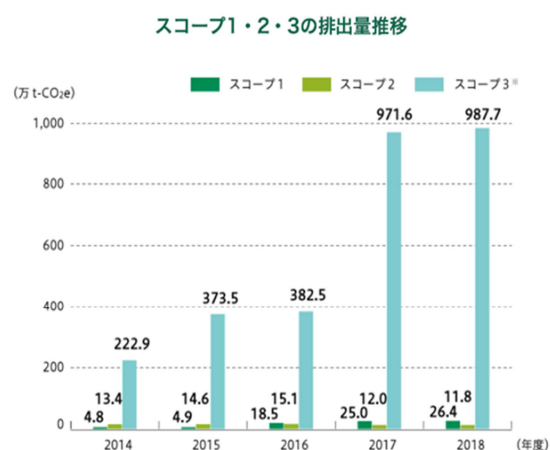
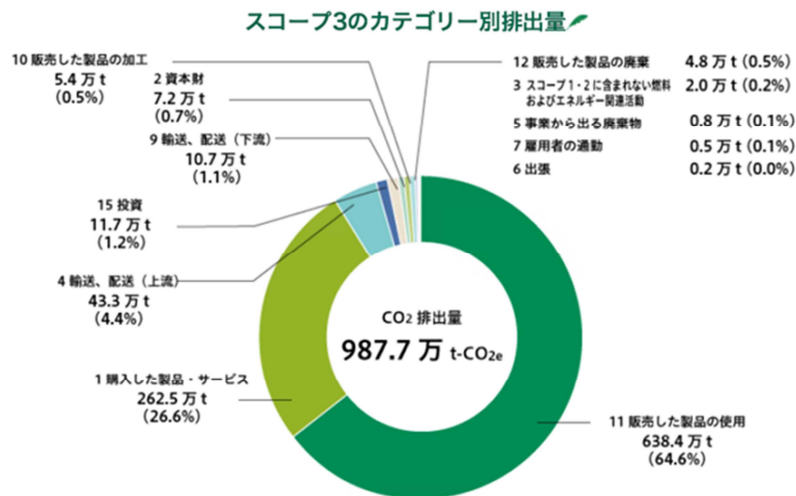


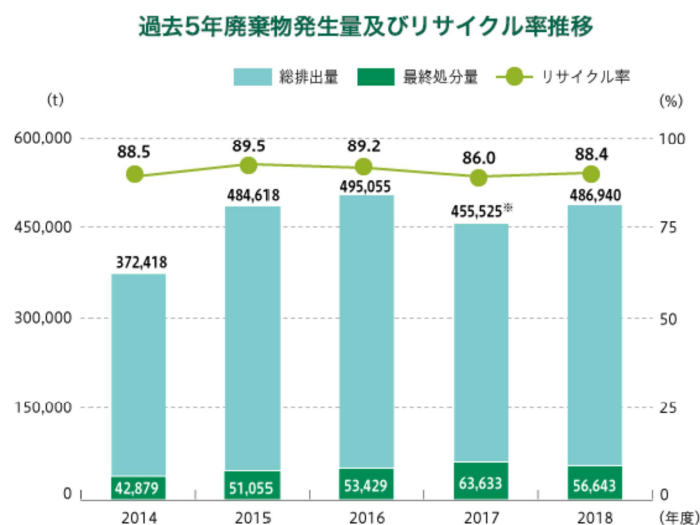
図6 スコープ3のカテゴリ別排出量（2018年度）¹⁵



② 資源循環及び廃棄物

資源循環と廃棄物に関して、住友林業はゼロエミッションについて、「新築工場」、「国内製造工場」、「発電事業」、「リフォーム事業」、「生活サービス事業など」、「海外製造工場」、「解体工場現場」の7区分に分け、発生するすべての産業廃棄物について、単純焼却・埋め立て処分を行わない（リサイクル率98%以上）と定義している。2018年度までの5年間については、国内製造工場ではゼロエミッションを達成している。海外製造工場のリサイクル率も年々向上しており、2018年度は97.5%まで上昇した。解体現場でのリサイクル率は建設リサイクル法の対象現場及び品目においてほぼ100%を達成しているが、対象外の物件も含めたゼロエミッションを目標に掲げ取組んでいる。資源循環及び廃棄物に関しては、グループ会社全体で集計し、公表を行っている。

図7 廃棄物発生量及びリサイクル率の推移¹⁶



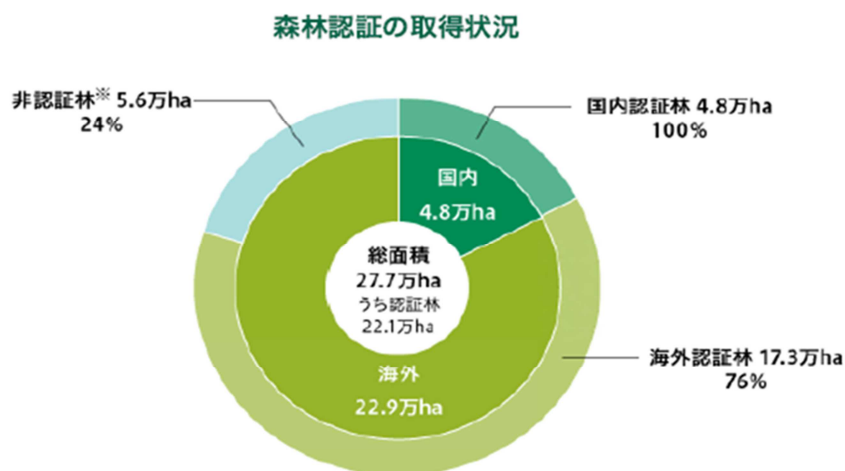
③ その他の環境項目

水使用、有害化学物質、大気汚染物質、水質汚濁物質、フロン類ガス等に関しても環境マネジメントにおいて管理されている。実績はサステナビリティレポートで開示されている。

④ 森林認証（FM 認証）

住友林業は、国内外の山林経営において、著名な認証制度である FSC 森林認証¹⁷、PEFC 森林認証¹⁸と相互認証できる SGEC 森林管理認証¹⁹の取得を推進している。

図 8 森林認証の取得状況²⁰



⑤ 社会性項目

住友林業グループは、2019年7月より住友林業グループ人権方針を定めるとともに、「多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進」を重要課題に掲げている。社員の雇用・処遇に関して、人権に関する国際規範に基づき、女性、子供、先住民、マイノリティ、社会的弱者を含む、あらゆる人々の人権を尊重することを「住友林業グループ倫理規範ガイドブック」にて定めている。人権デューデリジェンスを実施し、重要なリスクに対しては、調査・研修の実施、救済窓口の設置による苦情等の受付、リスク緩和措置が実施されている。

人財に関しては、「自立と支援」を人財育成のキーワードとしており、高い士気と誇りを持つ社員を育成、自由闊達な社風を醸成し、経営理念を実現することを基本方針とし、「自己啓発型」、「選抜型」研修へ比重を移し、自主性を重んじた能力開発を図っている。特に女性活躍推進に注力しており、育児制度や教育研修制度などの充実を図っている。当該活動は、従業員の多様な価値観を尊重することにより、創造的な業務への取り組みを推進し、ひいては住友林業の業務の効率化、企業の成長要因となることが期待されている。具体的

な取り組みとして、女性のキャリア形成支援の一環で、女性管理職及び管理職候補を対象とするメンター制度に加え、モチベーションアップに向けた取り組みとして女性営業職研修を実施している。また、2013年3月に発足した「女性目線開発プロジェクト」では、女性社員が住もう方の目線を大切にしたい住まいづくりを実践し、事業に反映された具体的な成果として、働く女性の声を集め商品化した住宅「MOTENA シリーズ」の開発や、戸建注文住宅における人気商品「konoka」を女性目線で考えた「もっと安心・もっと安全・もっと快適」な賃貸住宅として展開する等が報告されている。

図9 スミリンビジネスカレッジ（SBC）研修体系（2018年度）²¹



労働安全衛生に関しては、働き方改革による長時間労働の削減と労働災害事故の撲滅に注力している。働き方改革の推進に関しては、2018年度より「労働時間の削減、休暇の取得推進」に加え、さらに一歩踏み込んだ目標として、業務効率化による付加価値時間（お客様サービスの向上につながる創造的な作業を行う時間）比率の向上を目指している。付加価値時間比率の向上によって、お客様の満足度向上や「生活者としての充実」の実現を目指している。また、生産性の指標を賞与評価に取り入れるとともに、テレワークの活用促進、男性育休の取得拡大等を重点的に取り組んでいる。さらに、住宅・建築事業本部では、試験的に施策を実施するパイロット支店（東京西支店、広島支店）を設け、業務に関する記録の励行、業務改善や時間短縮に結び付けるペアセールス・ペア設計の実施、フレ

ックスタイム制度の総務グループでの適用等を通じて、業務課題の解決策や効果を分析した。施策実施後には、社員アンケートを実施し、社員の意識・行動の変化を確認する等、それぞれの部署に合った対策を推進するとしている。

労働災害事故の撲滅に関しては、社員が健康で安全に働くことができる職場環境づくりを目指し、「安全衛生管理規程」を定めている。また、事業特性を踏まえた安全衛生管理に関する方針やマニュアルも個別に定め、建築現場などでの災害防止や作業員の健康確保に努めている。なお、安全衛生管理体制に関しては、人事部を所管とし、事業所に対する安全衛生管理上の指導、援助を行い、各社の安全衛生管理体制の確立を図っている。2020年4月からは新たに社長直轄の組織として「品質・安全マネジメント室」を設置し、品質マネジメントシステムである ISO9001 と労働安全衛生マネジメントシステムである ISO45001 の手法を活用し、現場の安全管理体制の一層の強化を図っている。

2. 包括的分析及びインパクト特定に係る評価

2-1. 包括的分析及びインパクト特定の概要

三井住友信託銀行は、PIF 評価フレームワークに沿って、事業セグメント、事業エリア、サプライチェーンの観点から包括的分析を実施し、インパクトを特定した。

(1) 包括的分析

セグメント、エリア、サプライチェーンの観点から、インパクトを生み出す要因をグループ全体で包括的に検討した。

① 事業セグメント

事業会社全体を売上高で俯瞰すると、主要 3 事業が全体の 97% を占めており、その内訳は木材建材事業 36%、住宅・建築事業 34%、海外住宅・不動産事業 27% となっている。経常利益ベースでは当該 3 事業で 92% を占めている。

一方で近年は、木材建材事業でバイオマス燃料用材の取り扱いを増やしたり、国内社有林事業、海外植林事業や再生可能エネルギー発電事業を担う資源環境事業を独立したセグメントとしたり、介護付き有料老人ホームの運営事業等を強化するなど、環境、社会にインパクトのある事業に注力していることから、主要 3 事業以外の事業セグメントにおける今後増大すると見込まれるインパクトに関しても評価の対象とした。また、住友林業のバリューチェーンにおいては、各事業セグメントを構成要素とするサプライチェーンがインパクトを発現する価値創造プロセスを構成していることにも留意した。

図 10 売上高、経常利益のセグメント別構成比（2019 年 3 月期）²²

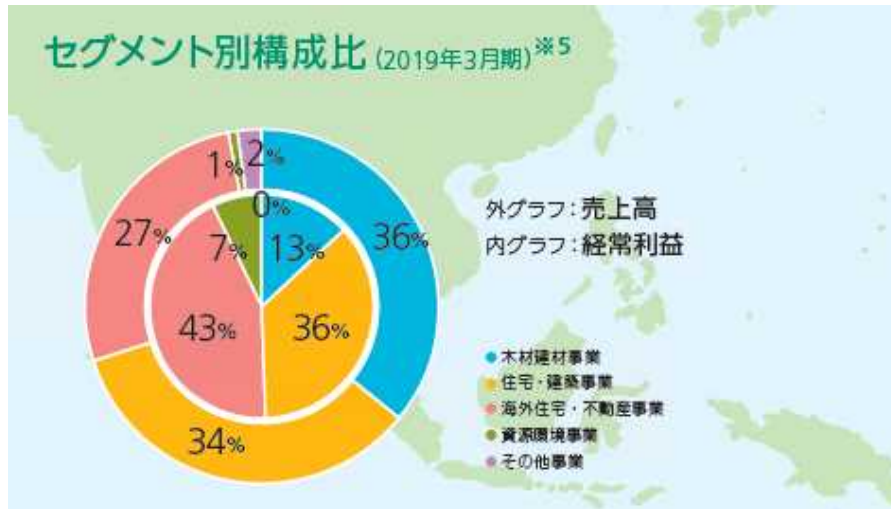
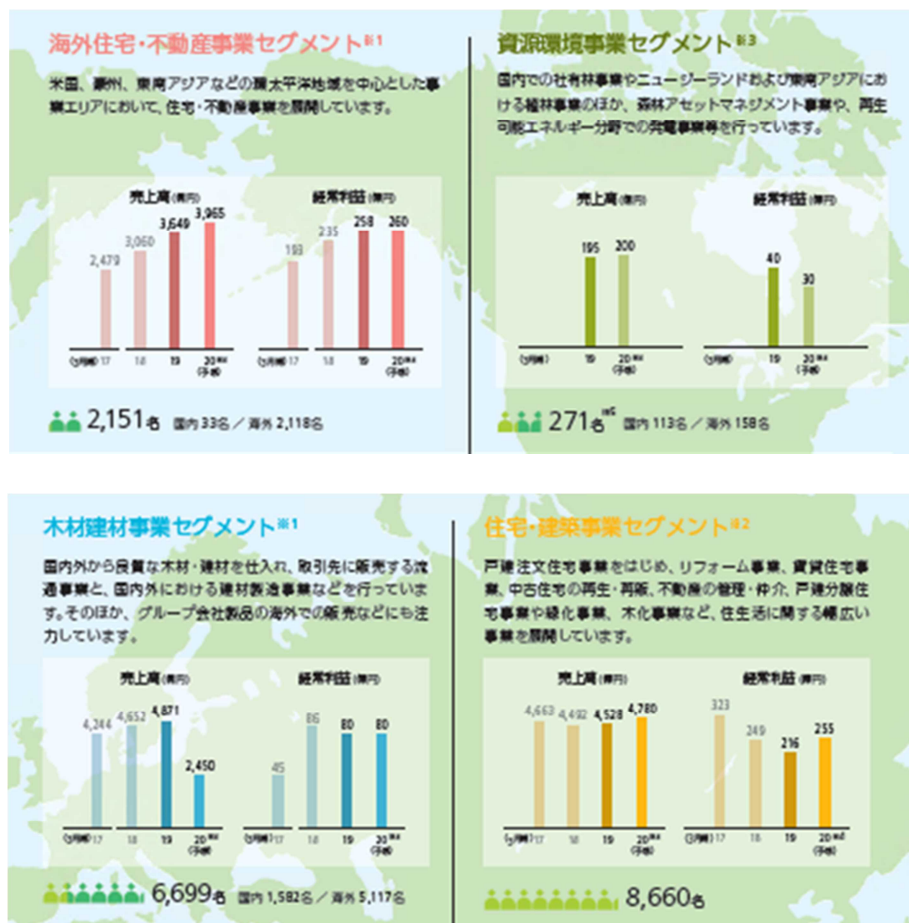


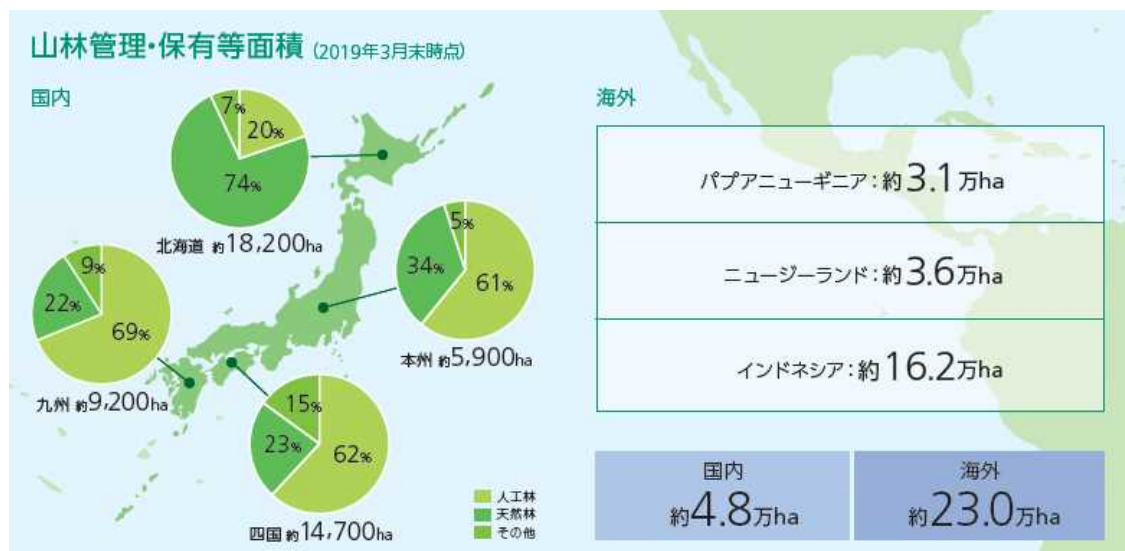
図 11 事業セグメント毎の売上高、経常利益の推移²³



② 事業エリア

エリアに関しては、調達の観点と販売の観点から分析を行った。山林管理・保有等面積に関しては、インドネシア、日本、ニュージーランド、パプアニューギニアの順に面積が大きく、16.2 万 ha、4.8 万 ha、3.6 万 ha、3.1 万 ha である。熱帯林が 7 割を占めており、特に熱帯林の保全に関するインパクトが大きいと考えられる。一方で、社会的には日本における国産材の活用による適正な森林保全と森林活用及び林業再生が課題となっており、それらに対するインパクトも評価の対象とした。売上の観点からは、海外住宅・不動産事業が拡大しているなど、海外での売上高が国内売上高に匹敵するレベルであり、国内外ともに評価の対象とした。

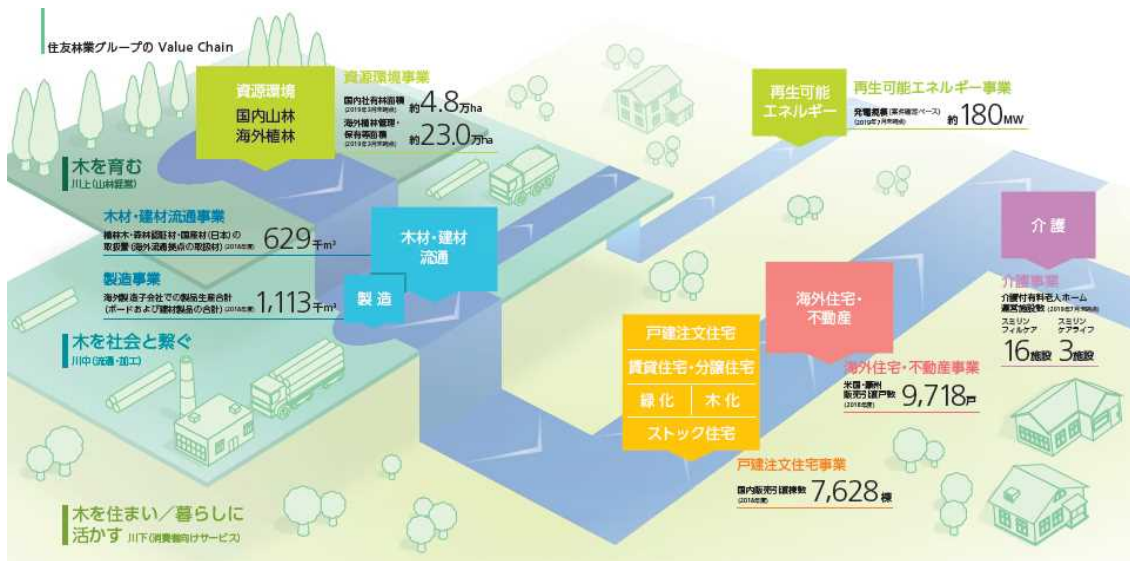
図 12 山林管理・保有等面積（2019 年 3 月末時点）²⁴



③ サプライチェーン

サプライチェーンの観点で全体を俯瞰すると、資源環境事業に始まり、木材建材流通事業、製造事業、戸建注文住宅事業、海外住宅・不動産事業と、セグメントそのものがバリューチェーンを構築していることがわかる。相互に関連してプラスのインパクトを生み出すとともに、マイナスのインパクトを抑制するインセンティブ、モチベーションが働く形態になっている。

図 13 住友林業グループのバリューチェーン²⁵



住友林業では、「木」を活かした事業によって持続可能で豊かな社会の実現に貢献するため各事業において社会課題の解決への貢献に努めている。そのために、各事業においてバリューチェーンを設定し、各工程をインパクトセンターとしてそれぞれの工程が関連する社会課題とサステナビリティの取り組みを設定している。例えば、住宅・建築事業では営業・商品開発→設計→資材調達→施工→アフターサポートといったバリューチェーンを設定し、それぞれの工程において課題設定がなされている。住宅・建築事業の他にも流通事業、製造事業、森林経営、環境エネルギー事業、超高齢社会に応える事業それぞれにおいてバリューチェーンが設定されており、関連する社会課題とサステナビリティの取り組みが設定されている²⁶。

(2) インパクトの特定

三井住友信託銀行は、PIF 原則及びモデル・フレームワークに基づき、同行所定のインパクト評価の手続きを実施した。

まず、UNEP FI の定めたインパクト評価ツールを用い、ポジティブ・インパクト及びネガティブ・インパクトが発現するインパクトカテゴリーを確認した。それによると「住居」、「雇用」、「エネルギー」、「人格と人の安全保障」、「生物多様性」、「気候」、「廃棄物」、「包摂的で健全な経済」等でインパクトが発生すると分析されることから、それらのインパクトカテゴリーにおけるインパクトに留意した。また、同行所定のインパクト・レーダーを用いて各インパクトカテゴリーにおけるインパクト、ネガティブ・インパクトに関してはその低減策、インパクトと SDGs のゴール及びターゲットとの対応関係についても評価した。原則として、住友林業による公開情報を基にインパクト評価を実施しているが、重要な項目に関してはその裏付けとなる内部資料等の確認及びヒアリングの実施により手続き

を補完している。

住友林業においては、ステークホルダーの意見を反映し、経営としても十分な議論を経てサステナビリティの重要課題が特定されていることから、三井住友信託銀行はインパクト評価においても当該重要課題を尊重した。住友林業がそれぞれの重要課題に対応して 15 の定性目標を設定しており、これらの目標がそれぞれ環境・経済・社会におけるインパクトを有していると認められることから、分析において 15 の定性目標におけるインパクトをどのインパクトカテゴリーにおいて発現するかを分類し、特に重要なインパクトカテゴリーを個別のインパクトとして分析、評価した。その上で、これらのインパクトをサプライチェーンの観点で再整理し、「持続可能性と生物多様性に配慮した調達」、「事業活動における環境負荷の低減」、「多様な人材が活躍できる職場」、「持続可能で豊かな社会を実現する製品・サービス」の 4 項目にまとめた。

15 の定性目標²⁷

重要課題1に関わる目標

1. 地球温暖化対策や生物多様性保全と両立する山林経営
2. 持続可能な森林資源の活用拡大
3. 持続可能なサプライチェーンの構築

重要課題2に関わる目標

1. 環境配慮型商品・サービスの拡大
※脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量削減（SBT：スコープ3）を含む
2. 生物多様性に配慮した環境づくり
3. 社会課題の解決に貢献するビジネスの拡大
4. 持続可能で革新的な技術開発の推進

重要課題3に関わる目標

1. 脱炭素社会に向けた温室効果ガス排出量削減（SBT：スコープ1・2）
2. 資源保護および廃棄物排出削減とゼロエミッションの達成
3. 水資源の節減・有効利用

重要課題4に関わる目標

1. 多様な発想と働きがいで活力を生む職場づくり
2. 若年層育成と高齢者活用による人財の確保
3. 働きかた改革による長時間労働の削減
4. 労働災害事故の撲滅

重要課題5に関わる目標

リスク管理・コンプライアンス体制の強化

2-2. JCR による評価

JCR は、モデル・フレームワークに定められた確認項目に沿って、住友林業に対する三井住友信託銀行による包括的分析及びインパクト特定の適切性を下表の通り確認し、妥当な分析結果であると評価している。

住友林業は、2019 年度からの 3 年間を対象とする「住友林業グループ中期経営計画 2021」を策定し、4 つの基本方針の 1 つとして「事業と ESG への取り組みの一体化推進」を掲げ、「中期経営計画サステナビリティ編」を策定している。その中では、ステークホルダーの関心が高く経営戦略上も重要な 5 つの「サステナビリティに関する重要課題」をバリューチェーン全体で特定している。これらの取り組みは高く評価される点である。

モデル・フレームワーク確認項目	JCRによる確認結果
事業を行っている地域または国における、主要な関連するサステナビリティ課題等について、対象企業のセクターや事業の種類をふまえた検討が行えているか。 対象企業の取り組みは、上記サステナビリティ課題の解決に寄与しているか。	住友林業の事業セグメント、事業エリア、及びサプライチェーンを把握した上で、住友林業が特定した5つの「サステナビリティに関する重要課題」及びそれらに基づく15の定性目標を考慮し、インパクトを特定している。
関連する市場慣行と基準の検討及び事業会社がこれらを遵守しているかどうか。	GHG排出量に関して、スコープ1・2・3の数値把握やSBT認定の取得、国内外の山林経営においては、著名な認証制度であるFSC森林認証、PEFC森林認証と相互認証できるSGEC森林管理認証の取得推進、また人権関連では、国連グローバルコンパクト10原則等の尊重を確認している。
CSR報告書、統合報告書またはその他の公表情報等において公に表明されている、ポジティブ・インパクトの発現とネガティブ・インパクトの抑制に関する対象企業の戦略的目標やコミットメントについて検討しているか。	住友林業は、「中期経営計画サステナビリティ編」を策定・公表しており、その中で示された5つの「サステナビリティに関する重要課題」及びそれらに基づく15の定性目標について検討している。
グリーンボンド原則など国際的なイニシアティブ、または各国においてポジティブ・インパクトセクターとして特定されている、かつ／または地理的（中・低所得国）または経済的主体（中小企業）といった分類を利用しているか。	特定されたポジティブ・インパクトは、グリーンボンド原則のプロジェクト分類における「再生可能エネルギー」、「エネルギー効率」、「生物自然資源および土地利用に係る環境持続型管理」等に該当する。
持続可能な方法で行わなければ重大なネガティブ・インパクトを引き起こしうる活動への対象企業の関与について検討しているか。	住友林業が「サステナビリティに関する重要課題」と捉えるGHG排出や森林伐採について、インパクトとして特定している。
対象企業の活動に関連する潜在的なネガティブ影響について、開示内容と実際の行動との間の明らかな矛盾が無いか、等を特定するために利用可能な情報の検証を行っているか。	原則として、住友林業による公開情報を基にインパクト評価を実施しているが、重要な項目に関してはその裏付けとなる内部資料等の確認及びヒアリングの実施により手続きを補完している。またJCRは、三井住友信託銀行が作成したPIF評価書を踏まえて住友

	林業にヒアリングを実施し、開示内容と実際の活動内容に一貫性があることを確認した。
--	--

3. 主要なインパクト測定指標（KPI）に係る評価

3-1. 個別インパクト指標の設定

特定されたインパクトに対する三井住友信託銀行の評価は、以下のとおりである。

(1) 持続可能性と生物多様性に配慮した調達

プラスとマイナスのインパクト：	
✓	インパクトカテゴリー： 「気候」、「生物多様性」、「雇用」、「包摂的で健全な経済」、「人格と人の安全保障」
✓	方策： ア．地球温暖化対策や生物多様性保全を両立する山林経営 イ．持続可能な森林資源の活用拡大 ウ．生物多様性に配慮した環境づくり
✓	対応方針： ア．森林認証面積の保持、拡大 イ．国内外の苗木植林面積の拡大、燃料用チップ・ペレット等の取扱量の拡大、 持続可能な木材及び木材製品の取扱量、使用量の拡大 ウ．自生種の販売拡大
✓	KPI（指標と目標）： ア．国内外の森林認証面積 2021 年度 221,467ha イ．自社生産苗木の植林面積及び供給本数 2021 年度 7,920ha 及び 726 万本 燃料用チップ・ペレット等取扱量 2021 年度 1,363,930t 持続可能な木材の取扱及び木材製品の取扱量 2021 年度 100% ウ．自生種の販売本数 2021 年度 500,000 本

ア．地球温暖化対策や生物多様性保全を両立する山林経営

住友林業は、2005 年に「木材調達基準」、2007 年には「木材調達理念・方針」を策定し、木材調達の合法性確認を徹底し、気候変動の緩和や生物多様性の保全に留意している。これらの基準を遵守する森林からの調達によって、地域での雇用確保や経済的繁栄をもたらすことにつながっている。同社は、国内山林事業においては、既に認証 100%を保持している。海外山林事業における新規山林取得については、①周辺の村落が地域社会と良好な関係が築かれていること、②HCVA²⁸、HCSA²⁹、FPIC³⁰の実施を大前提とし、環境リスクが撲滅可能であり、過去に環境問題が認められない案件であること、③FSC-FM 認証を取得していること（FSC-CW³¹認証、PEFC 認証も好ましい）を踏まえ、取組みを判断している。

イ．持続可能な森林資源の活用拡大

住友林業は、いち早く苗木生産の近代化に着手している。独自に研究開発したコンテナ苗の生産技術を活用し、適切に環境管理された施設栽培型の生産施設の運営等を通じて、森林資源の持続性と積極的な資源生産に貢献している。現在、全国で年間 160 万本の苗木を生産できる体制を整備しており、植林地の土壌条件、方位、地形などを考慮した「適地適木」の考え方のもと、植栽を行っている。

また、林地未利用木材などを燃料用木質チップとして利用する木質バイオマス発電事業を展開している。木質バイオマス発電は、大気中の CO₂ を増加させないカーボンニュートラルを実現する発電方法であり、CO₂ の排出抑制に貢献する活動と認められる。バイオマス発電事業は、間伐材のチップ受け入れ先としても大きな役割を果たしており、森林価値の維持や地域林業の振興に大きく貢献している。国産材における林地未利用木材の利用量は 2018 年度に 30 万 t 程度まで増加している。

さらに、木材調達に際しては合法性の確認にとどまることなく、2012 年からは持続可能性についても調査を開始し、2021 年度までに「持続可能な木材」の扱いを 100%にする目標を掲げている。森林伐採による農地転換が原因で木材・農産物の持続可能性が懸念されていることから、合法性確認 100%にとどまっていた持続可能性が担保できないからである。「持続可能な木材及び木材製品」の定義に沿わない資材について、2021 年度までに代替材などへの移行を進めていくとしている。なお、同社における「持続可能な木材及び木材製品」の定義は、以下のとおり。

- 森林認証材及び認証過程材：FSC、PEFC、SGEC（CoC 連鎖に関わらず出材時の認証を重視した材で認証材への移行を促す）
- 植林木材
- 天然林材で、その森林の施業・流通が「持続可能である」と認められるもの（転換林由来の材＝森林をオイルパーム農園等に転換する際に伐採する天然林はこれに含まれない）
- リサイクル材

ウ．生物多様性に配慮した環境づくり

外国から入ってきた植物（輸入植物）の中には、その特質により自生植物の生息する場所を奪い、地域の生物多様性を脅かすような種（侵略植物）もあることから、住友林業では住宅の庭づくりを行う「街区エリア」において、「栽培品種を含む自生植物」を主体に活用するなど、自生種の積極的な植栽・販売を推進している。

(2) 事業活動における環境負荷の低減

マイナスのインパクト：

- ✓ インパクトカテゴリー：
「気候」、「エネルギー」、「廃棄物」
- ✓ 方策：
ア．脱炭素社会に向けた GHG 排出量削減（SBT：スコープ 1・2）
イ．資源保護及び廃棄物排出削減とゼロエミッションの達成
- ✓ 対応方針：
ア．省エネ・技術革新・運用改善による排出量削減、再エネ電力調達
イ．産業廃棄物の分別推進、廃棄物排出量削減、ゼロエミッションの推進
- ✓ KPI（指標と目標）：
ア．スコープ 1・2 排出量 2030 年に 2017 年比 21%削減
イ．各事業におけるリサイクル率（2021 年度）
新築現場 98%、国内製造工場 99.5%、発電事業 56.5%、リフォーム事業 84%、
生活サービス事業など 98%、海外製造工場 98%、住宅解体現場 98%
産業廃棄物最終処分量 2021 年度 54,087t（2017 年度比▲15%）

ア．脱炭素社会に向けた GHG 排出量削減（SBT：スコープ 1・2）

住友林業は、2018 年 7 月に SBT の認定を取得しており、スコープ 1・2 における長期目標は「2030 年 GHG 排出量▲21%（2017 年比）」である。同社の GHG 排出量の約 90%が発電事業と国内外の製造工場からの排出であり、それらが主要な排出量削減の対象となる事業所である。石炭混焼バイオマス発電における石炭混焼率の低減、製造工場の排出源における運用改善及び設備更新時の環境性能向上を主な施策として設定している。想定するシナリオ（削減率は 21%の内訳）は下記のとおり。

- 発電事業 ▲6.8%
紋別バイオマス発電における石炭（補助燃料）混焼率低減による削減
- 国内外製造事業 ▲4.7%
拠点が所在する各国の約束草案レベルの削減量を想定
排出源調査による運用改善、設備更新時の環境性能考慮を検討する。
特に、排出量トップ 4 社を重点組織とする。
- オフィス／その他部門 ▲0.8%
従来諸施策の再徹底、働きかた改革などを想定。
- 再生可能エネルギーの調達 ▲8.7%
上記で目標達成できない場合に再生可能エネルギーを購入する。

イ．資源保護及び廃棄物排出削減とゼロエミッションの達成

住友林業はゼロエミッションについて、「新築現場」、「国内製造工場」、「発電事業」、「リフォーム現場」、「その他（生活サービス事業など）」、「海外製造工場」、「住宅解体現場」の7区分に分け、発生するすべての産業廃棄物について、単純焼却・埋め立て処分を行わない（リサイクル率 98%以上）」と定義している。2018 年度までの 5 年間については、国内製造工場ではゼロエミッションを達成している。海外製造工場のリサイクル率も年々向上しており、2018 年度は 97.5%まで上昇した。解体現場でのリサイクル率は建設リサイクル法の対象現場及び品目においてほぼ 100%を達成しているが、対象外の物件も含めたゼロエミッションを目標に掲げ取り組んでいる。

新たに2021 年度を目標年度とした中期経営計画サステナビリティ編では事業活動状況や発生する廃棄物状況などを考慮し、各事業等におけるリサイクル率を「新築現場 98%」、「国内製造工場 99.5%」、「発電事業 56.5%」、「リフォーム事業 84%」、「生活サービス事業など 98%」、「海外製造工場 98%」、「解体工事現場 98%」と 7 区分に分けて目標値を設定し、今までの CSR 経営中期計画より細かい管理とすることで、ゼロエミッションの達成を目指している。当面はこれらの達成状況及び改善策をフォローアップしていく。

産業廃棄物排出量に関しては、2021 年度の削減目標を 2017 年度比、最終処分量で 15%、戸建住宅一棟当たり排出量で 18%削減を目標としている。

(3) 多様な人材が活躍できる職場

プラスとマイナスのインパクト：

✓ インパクトカテゴリー：

「雇用」「人格と人の安全保障」

✓ 方策：

ア．持続可能なサプライチェーンの構築

イ．多様な発想と働きがいで活力を生む職場づくり

ウ．若年層育成と高齢者等活用による人財の確保

エ．働き方改革による長時間労働の削減

オ．労働災害事故の撲滅

✓ 対応方針：

ア．CSR 調達調査表の見直し及び調査計画の策定

イ．女性活躍推進、社員満足度向上

ウ．評価制度の見直し（2019 年 4 月）と考課者研修の実施による中長期的な視点での人財育成、研修プログラムの充実化、期初定年退職直前面談会の実施

エ．有給休暇の低取得率部署に対する改善指導、フレックスタイム適用部門及び社内模擬臨検の対象拡大

オ．相互安全監査、製造部門の安全監査の実施、事例共有とリスクアセスメントの実施

✓ KPI（指標と目標）： ※いずれも 2021 年度

ア．国内住宅部門のサプライチェーンにおけるサステナビリティ調査実施率 80%、輸入木材製品仕入れ先におけるサステナビリティ調査実施率 100%

イ．女性管理職比率 5.5%以上（単体）、7.3%以上（国内関係会社）、社員満足度 85.0%（単体）

ウ．新卒 3 年離職率 15%、社員一人当たり研修費用 132 千円研修延べ受講者数 13 千人、社員一人当たり研修時間 15.5 時間、定年退職者の再雇用率 87%（いずれも単体）

エ．社員平均有給休暇取得日数 14 日（単体）、平均所定外労働時間削減率 32.0%（単体、2013 年度比）

オ．重大労災発生件数（休業 4 日以上）0 件、新築施工現場においては労働災害件数（休業 1 日以上）0 件

ア．持続可能なサプライチェーンの構築

人権（人格と人の安全保障）に関しては、人権デューデリジェンスの取り組み強化により、バリューチェーン毎にステークホルダーにおけるリスクマッピングを行い抽出した重要な人権リスクに対して、予防、回避、軽減、是正の対応策を実施することによって、人権リスクの把握と低減に努めていくこととしている。2019年7月には住友林業グループ人権方針を定めるとともに、国際人権章典・国連グローバルコンパクト10原則等の国際規範を尊重していること、また、これら国際規範をもとに「住友林業グループ倫理規範」において、人間尊重と健全な職場の実現を掲げている。

イ．多様な発想と働きがいで活力を生む職場づくり

ダイバーシティに関しては、2018年度末に3.7%であった女性管理職比率を2021年度末に5.5%に引き上げることを目標としている（住友林業単体）。そのために女性社員のモチベーションアップに向けた取り組みの充実を図っていくこととされている。

ウ．若年層育成と高齢者等活用による人財の確保

定年退職者については、2020年4月より定年を満60歳年度末から満65歳年度末まで引き上げることを表明している。同時に、個々のライフプランに合わせた定年時期の選択が可能な「選択型定年制度」の導入、さらに、65歳以降も継続勤務可能な「シニア人財バンクセンター制度」の雇用上限年齢の撤廃も宣言している。社員がよりフレキシブルな働き方ができる環境を整備した取り組みと言える。

障がい者雇用に関しては、2015年7月に設立したスミリンウッドピースが特例子会社認定を受ける等、今後も障がい者の雇用促進を図っていくと表明している。人事部においては、研修組織であるスミリンビジネスカレッジが、グループ会社や事業部を超えた研修を実施しており、自己啓発型研修、選抜型研修の比重を高め、自主性を重んじる能力開発への移行を図っている。

エ．働き方改革による長時間労働の削減

ワークライフバランスに関しては、長時間労働削減、メンタルヘルスケアの充実、各種休暇取得の促進策の実施、育児や介護の期間における働き方支援策の充実、在宅勤務制度の導入等の施策を拡充していくことによって、多様な働き方を認め社員がやりがいをもって仕事に取組み、社員のモチベーションと生産性の向上に努めていくとしている。

オ．労働災害事故の撲滅

労働安全衛生に関しては、2021年度までの重点目標を「労働災害件数・休業件数ゼロ」と定めている。事業会社毎にOHSAS³²の認証取得をはじめとする労働安全衛生マネジメントを推進することとなっている。

(4) 持続可能な社会を実現する製品・サービス

プラスのインパクト：

✓ インパクトカテゴリー：

「気候」、「エネルギー」、「住居」、「包摂的で健全な経済」

✓ 方策：

「木」を軸とした様々な事業活動から「価値創造プロセス」を構築して「持続可能な豊かな社会の実現」に貢献する。各事業において、以下 3 項目の方策を推進する。

ア. 環境配慮型商品・サービスの拡大 (SBT：スコープ 3 含む)

イ. 社会課題の解決に貢献するビジネスの拡大

ウ. 持続可能で革新的な技術開発の推進

✓ 対応方針：

ア. スコープ 3 排出量削減に向けた住宅の省エネ・創エネ使用の推進 (ZEH³³の販売拡大等)、木材使用における炭素固定の付加価値拡大、地域性種苗や自然の循環を活かした商材の提案

イ. 介護事業等超高齢社会に応える事業の拡充、再生可能エネルギー事業の拡大

ウ. W350 計画実現に向けた技術課題の解決

✓ KPI (指標と目標)：

ア. スコープ 3 のうち、カテゴリー1³⁴及び 11 の合計排出量の目標値 2030 年に 2017 年比 16%削減

ZEH 受注率 2021 年度 80%

環境配慮型リフォーム受注率 2021 年度 60%

国内木造建築における炭素固定量 2021 年度 199,509t・CO₂

環境緑化事業における環境配慮商品受注率 2021 年度 63%

イ. 有料老人ホーム居室数 2021 年度 2,014 室

再生可能エネルギー事業における電力供給量 (世帯数換算値)

中長期的に発電規模で 300MW 体制を目指す

(2021 年度計画値は 373,826 世帯相当の供給量、発電規模で 177MW)

ウ. 2025 年「W70 計画」、2041 年「W350 計画」の実現を通じて、建築構法、環境技術、使用部材や資源となる樹木の開発など未来技術開発へのロードマップとし、木造建築物の可能性を広げる。

ア. 環境配慮型商品・サービスの拡大 (SBT：スコープ 3 含む)

SBT において、2030 年のカテゴリー1 及び 11 合計の GHG 排出量を 2017 年比 16%削

減することを目標としている。この目標は、2018 年 7 月に SBT の認定を取得しており、国の約束草案等をもとに設定されており、現時点での国の目標に沿ったものである。SBT において想定するシナリオは、

- カテゴリー1

排出量データの精緻化を行い、排出量削減を検討、実行する（想定上は±0%）。

- カテゴリー11

国内住宅では、ZEH の推進により 2030 年 GHG 排出量を 2017 年（基準年）比▲38%。

海外住宅では、2030 年 GHG 排出量を 2017 年（基準年）比▲19%とする。

とされている。

住友林業は、カテゴリー11 の排出量削減の主たる施策として、「2020 年度 ZEH 受注比率 80%」を掲げている。2018 年度実績によると受注比率は 38%で計画を下回っているものの、カテゴリー11 の中核的施策として重要な取組みである。住友林業の ZEH は「断熱」、「省エネ」、「発電」、「省エネ機器」を特徴としており、「住まいの省エネ性能を高めるために、国の ZEH 基準を上回る断熱仕様の家を実現」、「涼温房設計と省エネ機器の組み合わせで住まいのエネルギー消費量を抑制」、「自宅で発電し、効率よくエネルギーを活用」、「住まいの性能と設計力に、省エネ機器を組み合わせ、ライフサイクルトータルで CO₂ の排出量の削減」を技術開発の中心に据えている。

事業毎の施策に関しては、住宅・建築事業では、デザインだけでなく原材料の特性を活かした商品開発を進め、付加価値の高い階段材等の提供を図ることで国産材の利用に貢献することが可能である。また、緑化事業では、住友林業グループの技術を活かして、緑地を豪雨災害の防災・減災やヒートアイランド現象の緩和機能等を持つ「グリーンインフラ」として推進し、持続可能な豊かな社会の実現に貢献することができる。リフォーム事業では、耐震リフォームや旧家再生リフォームを提供し木造住宅の継承に貢献している。このように、各事業で木材を活用した環境配慮型事業の展開を行うことが可能である。

イ．社会課題の解決に貢献するビジネスの拡大

住友林業では、自然資本の有効活用によって国内外の森林経営の健全化を指向している。持続可能な木材を使用する住宅・建築事業などの環境配慮型商品・サービスを提供する事業の拡充（前述ア．参照）やバイオマス発電（再生可能エネルギー）事業の拡大を通じて、国内外の森林資源の有効活用と森林経営の健全化を図っている。

2021 年度にバイオマス発電向けの燃料用チップ・ペレット等取扱量 1,363,930t、持続可能な木材及び木材製品の取扱量 100%とすることを目標に掲げており、木質バイオマス発電事業、太陽光発電事業等では 2018 年度の発電実績が 48,595 万 kWh を達成している（太陽光・風力を含む）。2021 年度に電力供給量を世帯数換算で 373,826 世帯とする計画を立てており、2021 年に荻田バイオマス発電所が稼働することで、目標達成する見込みである。今後は、地域の特性や条件に適した再生可能エネルギー事業を展開し、木質バイオマス発

電を中心に発電規模 300MW 体制の構築を目指している。

住友林業では、国内の林地未利用木材を発電用燃料として活用することで、森林の適正管理と国産材の安定供給を図り、サステナブルな木質資源の確保を通じた持続可能な社会の実現を目指している。

また、住友林業は住宅事業を通じて培った快適空間を創造するノウハウを活用した高齢者向けの安心、安全な住環境の提供を目指している。新規の施設開設による居室数の増加を目指しており、有料老人ホーム居室数の 2021 年度の計画値は 2,014 室である。スミリンフィルケア社、スミリンケアライフ社を通じて、高齢者向けの介護サービスを提供しており、2020 年春に開業予定のサービス高齢者住宅「エレガーノ西宮」の供給総戸数は 300 戸である。

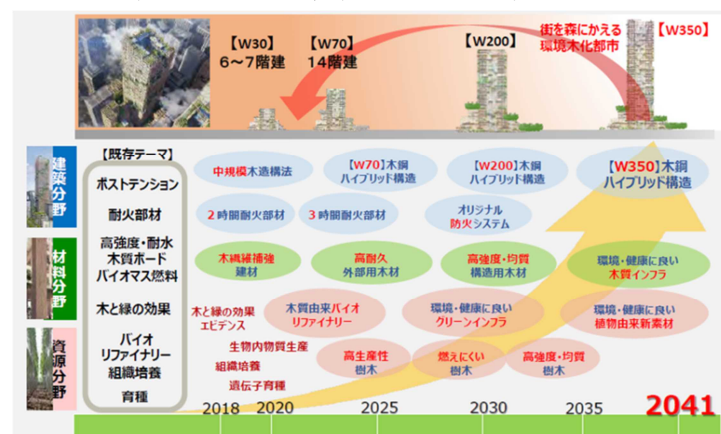
ウ．持続可能で革新的な技術開発の推進

住友林業は、木の価値を高め、社会の持続可能性に貢献する技術・製品の開発に取り組んでいる。特に、街を森に変える「環境木化都市」実現を目標に掲げ、創業 350 周年にあたる 2041 年に地上 350 メートルの木造超高層建築物を実現する構想として「W350」計画を推進し、計画実現に向けた具体的なロードマップを策定している。2021 年度までに W70（建物高さ 70m）の実現に向けた材料開発、基本設計の実施を計画している。

これらの研究・技術開発構想は筑波研究所を中心にまとめ、建築構法、環境技術、使用部材や資源となる樹木の開発など未来技術開発へのロードマップとし、木造建築物の可能性を広げていくこととしている。

W350 計画による環境木化都市の実現を通じて、木材需要による林業再生や CO₂ 固定量拡大を通じた気候変動対策、地域活性化、地球環境との共生に貢献することを目指している。直近では、同社研究開発機関である筑波研究所を「実験現場」とし、建築工法、環境技術、使用部材や資源となる樹木の開発を行う等、様々な新技術を採用した新研究棟を建設した。

図 14 W350 計画のロードマップ³⁵



3-2. JCR による評価

三井住友信託銀行は、特定したインパクトに基づき、本ファイナンスでモニタリングする指標を設定している。

なおJCRは、アウトプットの確認モニタリング指標として抽出されたインパクト（KPI）の影響度を、PIF原則で提示されている5要素（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）から検討を行った。

① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされているか

本ファイナンスでは、「住居」、「雇用」、「エネルギー」、「人格と人の安全保障」、「生物多様性」、「気候」、「廃棄物」、「包摂的で健全な経済」という幅広いインパクトカテゴリーに係るKPIが設定され、多様なポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

② 有効性：大きなインパクトがもたらされているか

住友林業は、木材建材事業、住宅・建築事業、海外住宅・不動産事業を主軸とするグローバル企業であり、事業毎にグローバルなサプライチェーンを構成している。流通事業や製造事業は、日本以外にニュージーランド、東南アジアに展開しており、住宅・建築事業は、住宅建築において木造建築が主流となっている日本の他、北米、オセアニア、東南アジアに広く展開している。山林管理・保有等面積は、国内で約4.8万ha、海外で約23.0万haになる。このようなグローバル企業である住友林業の特定されたインパクトに係る取り組みは、広域にわたり大きなインパクトをもたらすと期待される。

③ 効率性：投下資本に対し相対的に規模の大きいインパクトが得られているか。

住友林業は、5つの「サステナビリティに関する重要課題」に基づく15項目の定性目標と対応する2021年度定量目標（モニタリング指標が含まれる）を設定している。これらの目標は、管理部署の年度活動方針や施策に落とし込んでおり、各目標の進捗や達成状況については、執行役員兼務取締役及び各本部長から構成され、執行役員社長が委員長を務めるESG推進委員会を年4回開催して確認し、その議事内容を全て取締役会へ報告する事で、PDCAサイクルを回している。このように、住友林業にはサステナビリティ経営の着実な推進が期待され、その後押しとなる本ファイナンスの実行によって、特定されたインパクトが効率的に発現することが期待される。

④ 倍率性：公的資金または寄付に対する民間資金活用の度合い

三井住友信託銀行の定めるインパクト発現にあたっては、本項目は評価対象外である。

- ⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされているか。
SDGsが未達或いは対応不足の領域への対処を促しているか。
SDGs実現のための大きな前進となっているか。

各指標がSDGs17の目標及び169のターゲットのうち、以下にリストアップしたとおり、複数の目標及びターゲットに追加的なインパクトをもたらすものと考えられる。

(1) 「持続可能性と生物多様性に配慮した調達」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 10：人や国の不平等をなくそう

ターゲット 10.2. 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。



目標 12：つくる責任 つかう責任

ターゲット 12.5. 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1. すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。



目標 15：陸の豊かさを守ろう

ターゲット 15.1. 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。

ターゲット 15.2. 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

ターゲット 15.5. 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。

ターゲット 15.8. 2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。



目標 17：パートナーシップで目標を達成しよう

ターゲット 17.8. 2017 年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。

ターゲット 17.9. すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をのぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。

(2) 「事業活動における環境負荷の低減」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 11：住み続けられるまちづくりを

ターゲット 11.6. 2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。



目標 12：つくる責任 つかう責任

ターゲット 12.4. 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

ターゲット 12.5. 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1. すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

(3) 「多様な人材が活躍できる職場」に係る SDGs 目標とターゲット



目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.4. 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。



目標 5：ジェンダー平等を実現しよう

ターゲット 5.5. 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。



目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.5. 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。

ターゲット 8.6. 2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。

ターゲット 8.7. 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。

(4) 「持続可能な社会を実現する製品・サービス」に係る SDGs 目標とターゲット



目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.2. 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。



目標 11 : 住み続けられるまちづくりを

ターゲット 11.1. 2030 年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。



目標 12 : つくる責任 つかう責任

ターゲット 12.5. 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1. すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。



目標 15 : 陸の豊かさも守ろう

ターゲット 15.2. 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

4. インパクト指標のモニタリング内容と方法に係る評価

三井住友信託銀行は、住友林業の事業活動から意図したプラスのインパクトが継続して生じていること、重大なマイナスのインパクトが引き続き適切に回避・低減されていることを継続的にモニタリングする。住友林業は統合報告書、サステナビリティレポート、ウェブサイトなどでサステナビリティに関連する定性的、定量的な情報を開示している。三井住友信託銀行は、それらの公開情報その他の各種公開情報を確認することによって、達成状況等をフォローアップすることが可能である。イベント発生時においては、住友林業から状況をヒアリングすることに努め、必要に応じて対応策等に関するエンゲージメントを行う。そのため、PIF の契約にあたって、インパクトを生み出す活動や KPI 等に関して継続的、定期的、かつ必要に応じて適時に情報開示することを要請している。

SBT で長期目標を設定しているスコープ 1・2 及びスコープ 3 の CO₂ 排出量削減については、目標年度が 2030 年度以降と本ファイナンスの貸出期間より長いことから、施策の実施状況等のプロセス指標をフォローアップすることによって、目標達成の蓋然性を確認していく。また、多くの指標が 2021 年度を目標最終年度としていることから、2022 年度以降の新規目標の公表後は、新たな目標年度及び目標への進捗状況をモニタリングしていく。

以上から、三井住友信託銀行のモニタリング内容と方法は適切であると JCR では評価している。

5. モデル・フレームワークの活用状況に係る評価

上記項番 2～4 で詳述した通り、三井住友信託銀行は住友林業に対する PIF 評価を、モデル・フレームワークに沿って実施している。したがって、モデル・フレームワークの包括的インパクト分析を十分に活用していると評価している。

住友林業のサステナビリティ経営は、PIF 原則及びモデル・フレームワークの趣旨である、SDGs 関連領域である環境、社会、経済の三側面における包括的インパクト分析の考え方と整合的である。

IV. 三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク等について

三井住友信託銀行の PIF 商品組成のプロセス、手法、社内規定・体制の整備状況、また住友林業に対する PIF 商品組成の適切性について、下表の通り PIF 原則との整合性を確認した結果、全項目においてその要件を満たしていることを確認した。

1. 原則 1 定義

原則	JCR による確認結果
PIF はポジティブ・インパクト・ビジネスのための金融である。	本件は、三井住友信託銀行がポジティブ・インパクト・ビジネスを支援するために実施する PIF と位置付けられている。
持続可能な開発の 3 つの側面（経済、環境、社会）のいずれかにおいて潜在的なマイナスの影響が適切に特定され緩和され、なおかつ少なくともそれらの一つの面でプラスの貢献をもたらす。	本ファイナンスでモニタリングを予定している個別インパクトは、経済、環境、社会の 3 側面でプラスの貢献をもたらす事が確認されている。また、マイナスの側面が特定・緩和されることも確認されている。
PIF は、持続可能性の課題を総合的に評価することから、持続可能な開発目標（SDGs）における資金面での課題に対する直接的な対応策の一つとなる。	SDGs との関連性は発行体によって明確化されており、当該目標に直接的に貢献し得る対応策である。
この原則は、全てのカテゴリーの金融商品を対象とし、それを支える事業活動に適用される。	本ファイナンスは、三井住友信託銀行による住友林業の事業活動全般を支えるローンである。
PIF はセクター別ではない。	三井住友信託銀行は、住友林業の事業活動全般を精査し、住友林業が多様なステークホルダーの意見を反映して特定したマテリアリティと、そのポジティブ・インパクトを見出している。
PIF 原則は、持続可能性の課題における相互関連性を認識して、一つの分野だけではなく、しかもグローバルに、インパクト（影響）のプラス面とマイナス面双方を評価するものである。	住友林業の分析に際しては、インパクトのプラス面とマイナス面に着目し、現在ネガティブな恐れのある項目について、ポジティブなインパクトをもたらすよう改善を試みる活動目標、ポジティブな側面を含む項目についてはさらにプラス面が最大化されるよう設定されている。

2. 原則 2 フレームワーク

原則	JCR による確認結果
PIF を実行するには、事業主体（銀行、投資家）が、その事業活動、プロジェクト、プログラム、及び/または当該法人のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための十分なプロセス、方法、ツールが必要である。	三井住友信託銀行では、ポジティブ・インパクトを特定しモニターするためのプロセス・方法・ツールを開発していることを確認した。上記の点に関し、運営要領として詳細な規定がなされており、職員への周知徹底と評価の一貫性を維持するには有効な内容となっている。 一方、今後案件数を重ねる中で、銀行として融資判断の参考とし得るポジティブ・インパクトの尺度について、具体的な基準を検討することで、より効果的な PIF が実行し得るものと考えられる。
ポジティブ・インパクトを判断するための一定のプロセス、基準、方法を設定する。分析には、活動、プロジェクト、プログラムだけでなく、子会社等も含める。	三井住友信託銀行では、モデル・フレームワークに沿って包括的分析及びインパクト特定を行うための基準を制定していることを確認した。 上記の点に関し、運営要領において詳細な規定がなされており、職員への周知徹底と評価の一貫性を維持するには有効な内容となっている。
ポジティブ・インパクトの適格性判断に、従来の ESG リスク管理プロセスを適用する。	三井住友信託銀行はインパクトの測定に際し、UNEP FI から公表されているインパクト・レーダーをツールとして使用している。また、UNEP FI が現在開発中のインパクト分析ツールも分析において考慮されていることを確認した。 参照とするタクソノミ、国際的イニシアティブ等も明文化されている。
金融商品として有効な期間全般にわたり、意図するインパクトの達成状況をモニターし、検証するためのプロセス、基準、方法を確立する。	三井住友信託銀行は、本ファイナンスの返済期限まで、インパクトの達成状況をモニタリングする契約となっていることを確認した。また、具体的な検証するためのプロセス、基準、方法について社内規定を作成したこと、

	またその適切性について確認した。
上記のプロセスを実行するために、必要なスキルをもち、然るべき任務を与えられたスタッフを配置する。	三井住友信託銀行内部に上記プロセスを実行するために必要なスキルを持つ担当部署と担当者がいることを確認した。
上記プロセスの導入が適切かどうかについては、セカンドオピニオン及び/または第三者による保証を求めることが推奨される。	住友林業は、今般 JCR にセカンドオピニオンを依頼している。
プロセスを随時見直し、適宜更新する。 例えば、商品、プロジェクトあるいは顧客に関する研修や定期的なレビューの際など、既存のプロセスと同時に行うことができる。	三井住友信託銀行の社内規定により、プロセスは随時見直し、適宜更新される予定である。 なお、今次評価に際し、JCR では 2019 年 3 月施行の当行社内規定を参照している。
一般に広く認められた既存のツール、基準、イニシアティブがあればそれらを有効に活用することができる。(例えば、プロジェクトファイナンスにおける、赤道原則は、リスクマネジメントのスタンダードとして活用できる)。	インパクト評価で用いている指標及び参考とする基準はインパクト・レーダーに明記されている。

3. 原則 3 透明性

原則	JCR による確認結果
PIF を提供する主体（銀行、投資家など）は以下のような点について透明性の確保と情報開示が求められる。 ・ポジティブ・インパクトとして資金調達した活動、プロジェクト、プログラム、及び/または投融資先の事業主体の意図したポジティブ・インパクトについて（原則 1 に関連）。 ・適格性を判断し、影響をモニターし検証するために確立されたプロセスについて（原則 2 に関連）。 ・資金調達した活動、プロジェクト、プログラム、及び/または投融資先の事業主体が達成したインパクトについて（原則 4 に関連）。	本第三者意見を取得、開示することで透明性を確保している。 住友林業は、KPI として列挙した事項につき、統合報告書、サステナビリティレポート及びウェブサイト等で開示している。また、当該開示事項については、三井住友信託銀行が定期的に達成状況を確認し、必要に応じヒアリングを行うこととなっていることから、透明性を確保している。

4. 原則 4 評価

原則	JCR による確認結果
事業主体が提供する PIF は意図するインパクトの度合いによって評価されなければならない。	三井住友信託銀行は、PIF 実施に当たり、PIF 原則 4 に掲げられた 5 要素（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）に基づき評価している。 JCR では、当該評価の妥当性につき、第三者意見を述べるに際して、十分な情報の提供を受けた。

V. 結論

以上の考察から、JCR は、今次第三者意見の提供対象である住友林業に対する PIF が、(1)UNEP FI が定めた PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していること、(2)三井住友信託銀行が適切な評価手続きを経て本ファイナンスの決定を行っていることを確認した。

- 1 「住友林業グループ サステナビリティレポート 2019」 89 頁。
- 2 「住友林業グループ サステナビリティレポート 2019」 23 頁。
- 3 「住友林業グループ サステナビリティレポート 2019」 62 頁。
- 4 <<https://sfc.jp/information/society/>>を参照。
- 5 ISO (International Organization for Standardization) による組織の社会的責任に関する国際規格。
- 6 「住友林業株式会社 統合報告書 2019」 38～42 頁。
- 7 2015 年に採択されたパリ協定の目標（世界の平均気温上昇を産業革命前から 2℃未満に十分保ち、1.5℃に抑える努力をする）達成に向けて、SBT イニシアティブが企業に対して設定を求めている、科学的知見と整合する GHG 排出削減目標。
- 8 GRI (Global Reporting Initiative) が発行する、組織のサステナビリティ報告に関する国際的なガイドライン。
- 9 「住友林業グループ サステナビリティレポート 2019」を参照。
- 10 GHG 排出量の算定・報告に関して国際的に推奨されている基準。
- 11 GHG プロトコルで定義される GHG 排出に係る範囲。スコープ 1 は、報告企業が所有または支配している排出源より生じた直接的排出。スコープ 2 は、電力・熱・蒸気の導入または購入時における間接的排出。スコープ 3 は、要因は報告企業の活動だが排出源は他の企業が所有または支配している間接的排出。
- 12 スコープ 3 のうち、報告企業が販売した物品・サービスの最終使用に係る排出。
- 13 「住友林業グループ サステナビリティレポート 2019」 262 頁。
- 14 「住友林業グループ サステナビリティレポート 2019」 262 頁。
- 15 「住友林業グループ サステナビリティレポート 2019」 260 頁。
- 16 「住友林業グループ サステナビリティレポート 2019」 267 頁。
- 17 適切な森林管理の推進を目的とした FSC (Forest Stewardship Council®) による国際的な森林認証。適切な森林管理を認証する FM (Forest Management) 認証と、その認証林から収穫された木材の適切な加工・流通過程を認証する CoC (Chain of Custody) 認証がある。
- 18 世界各国の森林認証制度を相互承認している PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification) の国際的な森林認証。FSC と同様に FM 認証と CoC 認証がある。
- 19 SGECC (Sustainable Green Ecosystem Council) による日本国内の森林認証。PEFC より相互承認を受けている。
- 20 「住友林業グループ サステナビリティレポート 2019」 160 頁。
- 21 「住友林業グループ サステナビリティレポート 2019」 206 頁。
- 22 「住友林業株式会社 統合報告書 2019」 24 頁。
- 23 「住友林業株式会社 統合報告書 2019」 24・25 頁。
- 24 「住友林業株式会社 統合報告書 2019」 25 頁。
- 25 「住友林業株式会社 統合報告書 2019」 8・9 頁。
- 26 「住友林業グループ サステナビリティレポート 2019」の「事業を通じた貢献」を参照。
- 27 「住友林業グループ サステナビリティレポート 2019」 27・29・32・35・38 頁。
- 28 High Conservation Value Assessment の略。希少動植物の生息場所といった保護価値の高いエリアを特定し保全するための調査及び評価。
- 29 High Carbon Stock Assessment の略。森林の炭素固定量を著しく低下させる開発の規制に必要となる、炭素固定量の多いエリアを特定するための調査及び評価。
- 30 Free Prior Informed Consent の略。事業が先住民族等の土地・領域・資源等に影響を及ぼす恐れがある場合、事前に先住民族等と事業に関して情報共有し合意形成を図ること。
- 31 Controlled Wood の略。FSC 認証材ではないものの、FSC が容認しない 5 つの木材カテゴリーに属さない、または属す可能性が低いと確認された木材。

³² Occupational Health and Safety Assessment Series の略。労働安全衛生に対するリスクの低減や責任の所在の明確化を目的とした国際的規格。

³³ Net Zero Energy House の略。高い断熱性能・高効率な設備システムによる省エネルギーの実現と再生可能エネルギー等の導入により、年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロ以下となる住宅。

³⁴ スコープ 3 のうち、報告企業が購入または取得した物品・サービスの採取・製造・輸送に係る排出。

³⁵ 住友林業株式会社「環境木化都市の実現に向けて＜W350 計画＞」26 頁。

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

ポジティブ・インパクト金融原則

資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見書を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見書は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。



■本件に関するお問い合わせ先
情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル